

## 第14回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年7月30日（金）

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条許可申請について

議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）

議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について

その他 8月総会の会議開催予定日時

第15回総会を8月31日（火）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

ただ今から第14回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。

それでは、石塚会長よろしく申し上げます。

石塚会長

御苦労さまでございます。

台風が、通過したようでございます。不謹慎ではございますけれども、私としては、もう少し雨が降ってほしかったという感じでした。

山のほうでは、イノシシが騒ぎ始めまして、私どもの地域では7月29日に研修会を受け、機材の調達をしました。これからでは遅いかもかもしれませんが、電気柵設置を始めたいと思

っております。色々な話がございませうけれども、この後の予定もありますので挨拶は短めにさせていただきますと思います。

皆様にはお願いですが、必ず総会への欠席については、報告をお願いいたします。任期の最初に用紙による欠席の報告をお願いさせていただきましたが、なかなか徹底されていない場面も見受けられます。電話で結構ですので報告をお願いします。

こちらは、事務局で確認すればよいことですが、欠席の理由も欠席の報告と合わせて報告をお願いします。欠席の理由の報告は強制するわけではありませんが、電話で結構ですので必ず事務局に報告をお願いしたいと思います。

では、これより総会を始めたいと思います。着席をして進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

委員数は 19 人です。本日欠席は 0 人、現在の出席委員数は 19 人で過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は 22 人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 14 回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、5 番 安野 検一委員、15 番 金子 武彦委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

力石主査

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 与三字千刈〇番〇 田 365 m<sup>2</sup>。大字与三〇番地 〇〇 〇〇。大字与三〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎事務局長代理、大橋係長が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 西山町北野字池ノ下〇番〇 外 6 筆 田及び畑 328.99 m<sup>2</sup>。西山町北野〇番地〇 〇〇 〇〇。作業所及び車庫。第 2 種でございます。申請地は、昭和 61 年頃より作業所及び車庫の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 中田字多左エ門〇番 田 337 m<sup>2</sup>。大字中田〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、昭和 57 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 鯨波字下成十乙〇番 外3筆 田 1178.91㎡。長野県大町市平〇番地〇〇 〇〇。大字鯨波乙〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第2種でございます。申請地につきましては、譲受人が隣接地において経営する、ブルーベリー農園の来場者及び農作業用車両のための駐車場として利用される計画となっております。

申請番号2 槇原町字室岡〇番 田 247㎡。西山町坂田〇番地 〇〇 〇〇。槇原町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第3種でございます。申請地につきましては、譲受人が隣接地において運営する、寺院の参詣者用の駐車場として利用される計画となっております。

申請番号3 北半田二丁目字水上〇番〇 外1筆 田 1701㎡。東京都墨田区本所1丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。見附市葛巻町〇番地 〇〇 〇〇。貸駐車場。第3種でございます。申請地につきましては、隣接する〇〇〇〇の来院者用の駐車場として利用される計画となっております。

申請番号4 扇町字劔田〇番〇 田 168㎡。北半田一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。東京都荒川区南千住2丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第3種でございます。

申請番号5 与三字大峰〇番 畑 241㎡。刈羽郡刈羽村大字刈羽〇番地〇 〇〇 〇〇。大字中田〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

力石主査

事務局でございます。議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 権利の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 3 (2021) 年 8 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農地の面積 賃借権 (一般分) 田 (1 筆) 388.00 m<sup>2</sup>  
計 (1 筆) 388.00 m<sup>2</sup>
- 7 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告年月日 令和 3 (2021) 年 8 月 19 日

農用地利用集積計画変更の明細は5ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第4号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

力石主査

事務局でございます。議案書6ページを御覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する

- 8 対象農用地の面積 田 (7 筆) 6,680.00 m<sup>2</sup>  
9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人 (新潟県農林公社)  
10 実施地区 柏崎市  
11 公告年月日 令和 3 (2021) 年 8 月 18 日

農用地利用集積計画の明細は 7 ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

力石主査

事務局でございます。議案書 8 ページから 10 ページを御覧ください。議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について、御説明させていただきます。

農業一般に関する情報提供、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の活動強化を図るため、別紙のとおりここに申し合わせ、決議する。

令和 3 年 7 月 30 日 提出 柏崎市農業委員長 石塚 道宏

農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3カ年運動、令和元年度から3年度に基づく普及推進計画の令和3年度 柏崎市農業委員会情報活動（全国農業新聞普及活動）計画

情報活動の根拠と趣旨は、農業委員会等に関する法律 第6条第3項第2号に農業一般に関する情報提供を所掌事務とすることが規定されています。

## 1 情報活動の趣旨

情報活動は、農業委員会が、農業者の代表機関として、農業の発展、農業者の地位の向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている。以上、農業委員会法の解説より抜粋

## 2 令和2（2020）年度の活動結果

### (1)活動

目標部数 200 部に対して、令和2年12月末現在 162 部。委員、推進委員購読含む。  
農業委員一人が1年間に1部以上の購読者獲得に対して、目標達成委員は9名

### (2)目標達成に至らなかった要因

購読者の高齢化、死亡などの理由による購読中止者の増加、令和2年度新規購読数 13 部に対し、購読中止は6部。新規購読者となっても、すぐに購読中止する者が増えている。すでに他の新聞を購読済みなど。

## 3 新潟県全体の令和3年12月購読者部数の目標

新潟県農業会議普及推進要領より、新潟県全体で5,500部。参考として、令和2年12月部数の目標6,000部

## 4 柏崎市農業委員会の今年度目標

購読部数 200 部。

農業委員・農地利用最適化推進委員一人が1年間に1部以上の新規購読申込みを確保する。

## 5 普及拡大へ向けての具体的な方法

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として活動をする。

### (1)推進対象者

幅広い農業者を対象として活動する。認定農業者、集落のリーダー、農業者、農業法人

の構成員、行政書士、司法書士など。

(2) 普及強調月間

全国農業会議所、新潟県農業会議の期間と連携し、令和3年8月から11月と令和4年1月から2月とする。

(3) 活動方法等

普及資材、見本紙を使った戸別訪問の実施、3か月間購読無料の購読推進トライアルを活用する。

購読申込みのあった方から記入してもらおう書類は、全国農業新聞申込書

口座はJA口座以外の金融機関での口座引落しも可能。購読料 1か月700円

(4) 情報活動による活動費

普及推進にかかる経費は農業委員会の申請に基づき全国農業新聞新潟県支局が支払う。上限2万円です。

新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込み1部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード500円1枚を進呈する。

普及推進強調月間中に新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込1部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード1,000円を進呈する。

椅子の上に何種類かの物品が入ったレジ袋が置いてありますが、中のお茶や袋等は活動の経費として、全国農業図書に請求しますのでお伝えいたします。

荷物になって申し訳ありませんが、袋の中にタオル、フリーザーバック、クリアーファイルや農業新聞見本紙、申込書などが3セットずつ入っておりますので、普及推進の際に御活用ください。もし、不足がありましたら、事務局に物品がありますので連絡をいただきたいと思っております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.16 阿部 淳一農業委員

昨年までですと購読者の名簿が入っていたと思いますが、今回名簿はありませんか。

力石主査

申し訳ございません。失念しておりました。購読者の名簿は新規者を開拓するために必要ということですね。

No.16 阿部 淳一農業委員

その通りです。購読者がダブらないように確認するため必要です。

霜田事務局長

名簿は作成し次第、地区担当の責任者に名簿を送ります。御協力をお願いいたします。

議長

他にございませんか。

－「議長」との声あり－

No.10 尾崎 正俊農業委員

物品が3部ずつありますが、チャレンジしても駄目だった場合、物品は事務局に返却したほうがよいですか。

力石主査

これまでもそうでしたが御返却いただかなくても、普及推進は続きますので活用していただければと思います。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

皆様のお手元の第 14 回農業委員会総会（R3. 7. 30）事務局事務連絡を御覧ください。

1 女性農業委員登用促進アドバイザーの委嘱について

委嘱：水野美保 農業委員

期間：令和 3 年 6 月 21 日～令和 4 年 3 月 31 日

水野美保農業委員につきましては、現在、女性農業委員登用促進アドバイザーをやっておられますが、来年 3 月まで再任されたということでもあります。

アドバイザーにつきましては、水野委員をはじめ県内に 10 人おられます。女性の農業委員、最適化推進委員の登用と増員を目的に活動されています。県の農業会議から委嘱されたものであります。

2 今後の予定（別紙）

・業務推進検討会（前期巡回）

7 月 30 日（金） 14：30～ 1 階多目的室

会長・事務局出席のこと

県の農業会議から 2 人お越しになります。今後の活動や現在の各農業委員会の業務推進内容について、意見交換をするということになります。会長には出席をいただきたいと思えます。

・市議会委員会との意見交換会

8 月 27 日（金） 午後（調整中） 2 階委員会室

運営会議・農政会議委員出席のこと

時間は調整中ではありますが、市議会の産業建設常任委員会の委員さんと意見交換を行います。来年の予算編成を前に、農業者の日頃の取り組みや活動、現場での思いについて議会の委員さんと意見交換を行い、市長に農地に係る意見書を提出いたします。運営会議委員、農政会議委員は日程調整をお願いいたします。

・第 13 回運営会議

9月17日（金） 9：00～ 3階3-4会議室  
運営会議委員参集のこと

3 委員活動費の現金徴収について

全国農業新聞購読料・公務災害共済保険料・委員活動費

7月21日に議案送付と一緒に案内させていただきました。活動費11,800円を会議の冒頭で徴収させていただきました。

新聞購読料8,400円、災害共済1,000円、委員活動費2,400円の合計11,800円となります。

8月10日が締切でありますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

4 「農林業新規就農・就業チャレンジフェア」について

8/21（土）13：00～16：00

燕三条地場産業振興センター（メッセピア）

「アグリカルチャーANDフォレストリー」「未来を支える主役はキミだ」と、少しいかすチラシが付いております。8月21日（土）、農林業就業相談会が開催されます。日もなく申し訳ありませんが、委員さん方の周囲への周知をよろしくお願いいたします。

5 「情報提供活動」の意義と役割について

6月30日の総会で情報提供活動推進に御協力をいただいたということで、表彰状を紹介させていただいたところであります。委員の皆様方には御協力いただいている「情報提供活動」の意義と役割についてですが、農業委員会に関する法律第6条第3項第7号にあります「全国農業新聞」「各市農業都市」「農業委員会だより」等を活用して、情報提供してもらうものであります。御認識いただいているところではございますが、改めて皆様方の委員活動にお役立ていただきたいと思っております。

全国農業新聞の購読に皆様方に御協力いただいておりますが、7月30日の新聞の8面に、棚田保全地元住民ボランティアの草刈りということで高柳の大開の棚田と花坂の棚田が紹介されています。日本の棚田百選に選ばれている棚田の草刈り作業の紹介記事を、7月30日の新聞に載せました。皆様方は御存知だと思いますが、棚田の保全ということで草刈りをしています。

地域の話題については、年に2回紹介しており、1月にも情報を提供いたします。

6 農地パトロールについて

大橋から、農地パトロールについて御連絡いたします。

資料につきましては、カラー両面刷りの「遊休農地解消対策が変わりました」というチラシを御覧ください。

今年度の農地パトロールにつきましては、7月12日から期間が始まり、農業委員及び最適化推進委員の皆様から御協力いただき、大変ありがとうございます。

前回の総会において、今年度から「利用状況調査」と「荒廃農地調査」が統合されたことにより、「遊休農地」及び「非農地」については新たな区分による判断をお願いさせていただいたところでございます。

この2つの調査の統合の関係で、農地パトロールの指針となる全国版の実施要領の作成が遅れておりましたが、この度、作成されました。

全国版の実施要領では、既にお願いたしました区分のほかに、チラシに記載の「所在地の状況・現況」と「発生場所」という項目が追加されました。

各班のリーダーの方には、この追加項目を記載した「令和3年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票」をお配りさせていただきました。

つきましては、既にパトロールを終えた班もあるとは思いますが、各班のリーダーの方におかれましては、結果報告書や個票と併せて、今回お配りしました記入票を、お手数ですが9月10日（金）までに事務局に提出いただければと思います。

以上ですが、よろしく願いいたします。

#### 第15回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

8月31日（火） 13:30～ 庁舎1階多目的室

#### 議長

各会議の代表者から、連絡・報告等はありませんか。

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

#### 佐藤会長職務代理者

お疲れさまです。

猛暑で暑い日が続いています。

枝豆の収穫が進んでいます。8月15日頃になると葉月みのりも収穫が始まるということで、JAでは8月18日に検査を予定していると聞いております。葉月みのりについては、新潟県から出る新米ということで県外でも認知が進んでいます。新之助についても、昨年より値段が下がって売れ行きが良くなっているという話です。会長の挨拶にもありましたが、台風の影響で暑い日が続くということですが、農作業も注意していただければと思います。

農地パトロールも早いところでは、8月上旬に予定していると聞いております。暑いなか体調等十分気を付けて、活動をしていただければと思います。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_